

各種奨学団体奨学生 募集一覧表（大学を經由して申請する奨学金）の詳細

奨学団体名	【1-52】 公益財団法人 JEES・住友金属鉱山地域貢献奨学金
学内選考	あり
給付/貸与	給付
支給金額/貸与金額	月額：100,000円
支給期間/貸与期間	令和8年4月から在籍課程の修了まで
採用人数	岡大推薦人数 3名 全国で12名
対象学生の課程・学年	学部1・2年生
対象学生等応募資格	<p>次の各号の全てに該当する者。</p> <p>(1) 令和8年4月に本協会が指定する日本国内の大学（以下「大学」という。）の学士課程1年次又は2年次及び高等専門学校（以下「高専」という。）の本科第4学年に正規生として在籍する者。</p> <p>(2) 日本国籍を有する者又は日本への永住を許可されている者。</p> <p>(3) 東京都多摩地域※、兵庫県播磨地域※※、愛媛県、鹿児島県の持続的発展に貢献する意欲がある者。 ※東京都のうち都区部と島嶼部（伊豆諸島・小笠原諸島）を除いた市町村 ※※兵庫県のうち神戸・阪神地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域を除いた市町</p> <p>(4) 経済的援助を必要とする者。</p> <p>(5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。</p> <p>(6) 住友金属鉱山株式会社が主催する地域貢献活動に関する交流プログラムに積極的に参加する意欲のある者（実施回数及び実施時期については12奨学生の義務を参照）。</p> <p>(7) 令和8年4月に在籍する大学及び高専（以下「大学等」という。）の長の推薦を受けられることができる者。</p>
奨学生の義務	<p>(1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により大学等を通じて本協会に報告すること。</p> <p>(2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、大学等を通じて本協会へ速やかに届け出ること。</p> <p>(3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学等卒業時に所定の様式により大学等を通じて本協会に報告すること。</p> <p>(4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流プログラム等への参加に協力すること（アンケート等への回答および交流プログラム等への参加については3応募資格(6)を参照）。</p> <p>現在予定されているものは以下の通り（詳細については選考結果通知後に案内）。</p>
指導教員の推薦書	要 指導教員に依頼すること。（財団指定のExcelで作成）
他奨学団体との重複	受給開始から終了まで、他の給付型奨学金に応募することはできない
申請書類について	<p>申請は、財団の申請書類一式と下記の学内選考の申請書類の両方を提出してください。</p> <p>①願書（様式1） Excel ②推薦書（様式2） Excel ※Excelデータも同時に提出ください。 shogaku@adm.okayama-u.ac.jp</p> <p>1. 学内選考の申請書類（本学HPから印刷すること）</p> <p>①選考調書（岡山大学選考用） ②収入に関する証明書（父母がいる場合は父母両方、ひとり親の場合は一人分、父母がどちらもいない場合は父母に代わって生計を支えている方のもの。 ①の裏面を確認。） ③単身赴任実費計算書（必要に応じて提出） ④長期療法費計算書（必要に応じて提出）</p>
提出期限	2026年8月28日（金）17時まで

提出先	岡山大学学務部学生支援課奨学金担当 一般教育棟A棟2階 6B窓口
問い合わせ先	岡山大学学務部学生支援課奨学金担当 shogaku@adm.okayama-u.ac.jp ※学生支援課窓口 または 学生番号、氏名を明記の上、mailにて問い合わせしてください。
注意事項	<p>(1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。</p> <p>(2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。</p> <p>(3) 受給開始から終了まで、他の給付型奨学金に応募することはできない (ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く)。</p> <p>(4) 在籍大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期(1か月以上の)欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。</p> <p>(5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。</p> <p>(6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年とし、この期間のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。</p> <p>※こちらの財団は、奨学金の振込を大学から行います。大学からの連絡にきちんと対応できる方が応募して下さい。</p>